

九年となる。

それはともあれ、神功皇后が没したこの年は『書紀』の年代によると応神天皇は七十歳ということになる。この後、即位した応神天皇は在位四一年、百十一歳で没したことになっている。斯摩宿禰の役割

『書紀』の応神天皇の年齢百十一歳の中で、百済との国交が始まる神功皇后摂政四十六年は、皇太子（応神）の六十五歳に当たり、この年に応神即位となっても年齢的には妥当である。だが『書紀』編者はこの年、歴史背景の舞台を中国の魏を中心としたものから、朝鮮半島の百済を中心としたものへ切り換え、編年の方法も大きく変えたのである。この舞台の転換の役割を果たしたのが、朝鮮半島南岸にあった卓淳国と交流していた斯摩宿禰である。

だが、どこ出身であろうか。現在の前原市一帯は、弥生時代は伊都国であり、現在王墓も確認されている。先に述べたように、『魏志』倭人伝によれば、この伊都国には、魏の帯方郡からの郡使が常駐し、卑弥呼はここに一大率を遣わして置き、伊都国の海岸には津（港）があったとされる。その津では、帯方郡、あるいは魏が倭国に使を遣わした時や、卑弥呼が魏・帯方郡・諸韓に遣わした使が帰国した際など、持ってきた詔や物などを検査した上で卑弥呼のもとに伝送したという。おそらく津でおこなうこれらのことは、一大率の管理下にあったと考えられる。

八日小礼九日大智十日小  
智十二日大信十二日小信  
邪臣伊都傍連斯馬  
倭國東  
南陸行五百里到伊都國又南至邪馬嘉國百女國以北其  
戸數道里可得略載次斯馬國次巴百丈國次伊邪國安  
倭西南海行一日有伊邪邪國無布帛以草為衣蓋伊邪  
中允之際紫綬之榮  
漢書地理志曰大餘輿浪海中  
有倭人各為百餘國以戒時

図1 太宰府天満宮所蔵『翰苑』より

ここで問題となるのが、伊都国の津である。一大率の職務の一つに津の管理があるとすれば、海上の往来、航路上の調整などもおこなわねばならず、これは陸上の人ではなく、海で活躍する人の援助がなくてはできない。東西と北とを玄界灘に囲まれ、南も古今津湾・古加布里湾が深く入り込んでいた糸島半島は、律令時代には嶋（志摩・志摩）郡といわれた。三世紀末に成立した『魏志』倭人伝には、斯馬国といわれる国名が出てくるが、その所在地は、伊都国や邪馬台国からは「遠絶にして」（遠くにはなれて）、「詳らかにすべからず」

※第一章・第一節・二 斯摩宿禰の登場(抜粋)

古代編 全137頁

『魏志』倭人伝は、三世紀初頭の邪馬台国研究の基本史料として、古くから多くの研究があります。倭人伝約2,000字の中の国名として記述が多いのは、女王卑弥呼の邪馬台国、これに次いで大陸との玄関口として「一大率」が置かれた伊都国があります。

ここに斯馬国という国名も出てきます。唐の時代の書物『翰苑』には伊都に連なる斯馬(シマ)の文字が見え、律令時代の「志摩(麻)郡」の地と推測されます。斯馬(志摩)の人びとは、一大率が置かれた伊都国と密接な関係を持ち、生活していたことが想像されます。



らず」とされる国々の中に記されている。これに対して、唐の時代の六六〇年までに成立したという張楚金編の『翰苑』には、倭国の条の中に「邪に伊都に居り、傍ら斯馬に連なる」と見える。さらに、その注には晋の郭義恭編の『広志』が引用されており、ここでは『魏志』倭人伝での伊都国經由で邪馬台国に至ることを述べた文に続く「其余旁国遠絶不可得詳」をカットして、すぐに斯馬国の存在を述べている(図1)。

『魏志』倭人伝は、伊都から「遠絶の地」に斯馬国があるとし、『広志』では、伊都国と斯馬国との間がどのくらいかは不明である。ところが、『翰苑』は伊都と斯馬とは隣接していると述べ、『魏志』・『広志』の説を修正しているともいえ、地形に則すと『翰苑』の説の方が正しい。こうして、倭人伝の「斯馬国」の「斯馬」を『翰苑』の伊都に連なる「斯馬」とすれば、それは律令時代の「志摩(麻)郡」の地となる。

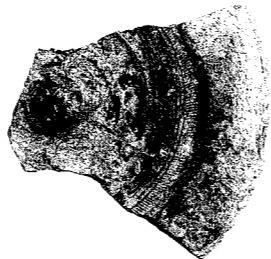
だとすれば、卑弥呼の時代の伊都国の津は、斯馬に近接していたことになる。おそらく斯馬の人びとは津の管理を一つの職掌としていた一大率のもとで、その職掌の一部を分担していたに違いない。『書紀』に出てくる斯摩宿禰は、卑弥呼の時代、朝鮮半島の南岸までも活躍の舞台にしていた斯馬(志摩)の人びとの後裔(子孫)と考えられる。

『書紀』における斯摩宿禰の登場は唐突のようにも見えるが、弥生時代からの朝鮮半島南岸との交流に注目して考えると必然性があり、大陸との交流の一つの灯をかざすキーマンのように思えてくる。『書紀』編者の歴史認識の一端がうかがわれる。

三 百済と「東方の貴国」と高句麗

百済使・卓淳国王 『日本書紀』(以下『書紀』) 神功皇后摂政四年の問答と斯摩宿禰 十六年条によると、斯摩(志摩)宿禰が朝鮮半島南岸の卓淳国にいった時、卓淳国王から、二年前の甲子の年に百済の使が来て「百済王が、東方に日本の貴国あるを聞き」「臣等を遣わし」道を求め、その国に「至らしめん」と言われてやって来たので、国王は、たしかにそのような国はあるが「いまだ通うことあらざれば、その道を知らず。ただ、海遠く波嶮し。すなわち大船に乗りて、わずかに通うこと得べし」と答え、百済の使はこれを聞いて「船舶を備いて後に通わん」と言い、もし「貴国」の使人が来るのであれば、吾が国(百済)に告げたまえ、と言って帰ったという。この問答の二年後に、この話を聞かされた斯摩宿禰は、さっそく従者の爾波移と卓淳国人の過古の二人を百済王のもとに遣わした。当時の百済国王の肖古王はこれを歓迎し、その帰りに多くの賜物を与えた。こうして、百済国との接触に成功した爾波移は卓淳国に帰り、斯摩宿禰は帰国した。この結果、翌年の皇后四十七年(三六七)、百済国肖古王は使を遣わし、百済と倭との国交が始まった。

この神功皇后摂政四十六年条は、『書紀』編年では二四六年になるが、百済関係の記事は、『書紀』の編者が史実とされる年代から千支二巡(二二〇年)繰り上げて記載しているとされるので、三六六年の百済のこととなる。この条に出てくる肖古



古代編 執筆者紹介

- 井澤 英二 (九州大学名誉教授)
- 瓜生 秀文 (古代山城研究会会長)
- 岡部 裕俊 (前原市教育委員会文化課)
- 木下 良 (古代交通研究会会長)
- 清原 倫子 (春日市文化財専門委員)
- 重松 敏彦 (太宰府市史資料室)

- 長 洋一 (元西南学院大学教授)
- 植崎 直子 (前原市教育委員会文化課)
- 原田 諭 (福岡市史編さん室)
- 吉塚 勇雄 (元志摩町教育委員会委員長)